

議員定数等調査委員会における協議項目及び協議方法について

（協議項目）

1. 議員定数、定数配分のあり方について
（議員定数については、企業団規約事項であり全構成団体議会の議決事項）
2. 議員報酬などの議会運営に係る経費について
（議員報酬等の議会運営経費については、企業団議会の議決事項）

（協議の方法）

3. 協議結果の取りまとめの方法について
（構成団体全議会の意見の一致を基本とする。）
4. 企業長並びに構成団体首長への要請について
（協議開始通知の取り扱い。協議結果の報告については別途協議。）
5. 理事者への出席要請について
（委員等から申し出があれば会議に諮って委員長が出席要請を行う）
6. 会議は公開する。